平成２６年（フ）第２７３１号
大阪市此花区酉島４丁目１番１―607号
債務者　髙見　智広
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７５１号
大阪府大東市深野５丁目20番９号　ハイローズ１号館202号
債務者　西辻　正行
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７６３号
大阪市北区長柄東３丁目２番３―1201号
債務者　大館　拓雄
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７９３号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目５番13号　辰己荘
債務者　田原　金一
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８９１号
大阪府枚方市桜丘町５番17―406号、前住所大阪府寝屋川市打上中町８番２―308号
債務者　林　ゆう子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９６号
函館市本通４丁目１番11号　クリアコート結
債務者　安田　　明
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第８０号
山形市大字沼木121番地の92
債務者　小林みどり
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０４号
山形県上山市石堂９番16号
債務者　鈴木　俊一
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０５号
山形市あこや町２丁目12番２―102号　プラザあこや
債務者　伊藤　　淳
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６号
愛知県知立市栄２―43―403、住民票上の住所兵庫県尼崎市大庄中通１丁目３番地の１
債務者　小村　　孝
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４９２号
さいたま市見沼区大字南中丸235番地19
債務者　永原　幸一
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５４１号
埼玉県川口市並木１丁目23番21号　ル・シャトーブラン208号
債務者　斎藤　太一
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５８号
埼玉県戸田市本町１丁目21番３号　ときわ荘202号室
債務者　小林　幸一
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６０９号
埼玉県朝霞市本町２丁目23番５号　ひまわりコーポ105
債務者　吉田　七枝（旧姓倉繁）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６５１号
埼玉県川口市大字東本郷1017番地　シンセリティーＡ・Ｏ305号
債務者　並木朝理子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６６４号
埼玉県新座市栄２丁目４番31号
債務者　香取　節子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２７３号
埼玉県草加市八幡町802―301号、住民票上の住所埼玉県越谷市蒲生南町22番８号
債務者　廣川　暁生
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２７９号
埼玉県八潮市大字浮塚405番地４
債務者　登那木洋子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係